資料4

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する 省令等の施行等について

工作物の事前調査の制度変更(R8.1.1~)

札幌市アスベスト問題対策会議

事前調査の概要

建築物等の解体等工事(建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事)を行う際は、当該建築物等に石綿含有建材が使用されているか否か調査する、事前調査が必要

建築物

全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含むもの

建築物等

工作物

「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもの全て

事前調査の制度の変遷と変更点

時期	改正対象	概要	
H17	_	クボタショック	
H18	大防法	工作物も規制対象に追加	
H25	大防法	解体等工事の事前調査義務化	
R2	大防法	全ての建材へ規制拡大 建築物に係る解体等工事を行う場合の資格者による 事前調査実施義務付け(施行はR5.10.1~)	
R5.6.23	改正省令、 改正調査者告示	工作物に係る解体等工事を行う場合の資格 事前調査義務付け(施行はR8.1.1~)	格者による
R5.10.1	_	資格者による事前調査義務付け(建築物)	
R8.1. 1	_	資格者による事前調査義務付け(工作物)	令和5年7月5日 付札環対534号 で全庁周知

新設された資格

資格名	登録講習機関数	講習修了者数
建築物石綿含有建材調査者(特定、一般、一戸建て)	128機関 (R7.4.22時点)	250,805人 (R7.6.30時点)
工作物石綿事前調査者	51機関 (R7.8.5時点)	10,020人 (R7.6.30時点)

引用元:厚生労働省 石綿総合情報ポータルサイト 講習会情報 (https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/#c02)

各資格で行える事前調査の範囲

参考:環境省 令和7年度概算要求資料

建築物

- 反応槽
- 加熱炉
- ボイラー及び圧力容器
- 配管設備
- 焼却設備
- 貯蔵設備
- 発電設備
- 配電設備
- 変電設備
- 送電設備

工作物石綿事前調査者

特定工作物

- 煙突
- トンネルの天井板
- プラットホームの上家
- 遮音壁
- 軽量盛土保護パネル
- 鉄道の駅の地下式構造部の壁 及び天井板

観光用エレベーターの昇降路の囲い

建築物石綿含有工物石綿事前調査

特定工作物以外

塗料その他の石綿等 が使用されている おそれがある材料* の除去等の作業に限る

> ※塗料のほか、モルタル及び コンクリート補修材 (シーリング材、パテ、接着剤等)

> > 建築物石綿含有となる。

建築物石綿含有建材調査者等

注意点

- ・工作物の一部についてはR8.1.1以降着工の工事から 有資格者による事前調査が義務付けられた
- ・工作物石綿事前調査者の人数が現状少ない
- 工事等の受注者に事前調査を適切に行えるか確認を (※事前調査を外注することは可)

環境管理担当部の取組

- 事業者への制度周知
- 事業者向けマニュアルの改定
- ◆ 特定工作物の該当性判断の 具体について情報収集

参考ホームページ、資料

• 石綿総合情報ポータルサイト 工作物石綿事前調査者

https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/

環境省 改正大気汚染防止法について(※R5.6.23に公布された改正省令や施行通知が掲載されています)

https://www.env.go.jp/air/post 48.html

・札幌市ホームページ 大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について https://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/oshirase/kaisei7.html

・厚生労働省、環境省リーフレット「工作物石綿事前調査者による事前調査が必要です!」 ※机上に配布してあります